

平成 24 年度 介護報酬改定情報

「抜粋サービスの簡易版（単位表）」

第 88 回社会保障審議会介護給付費分科会

平成 24 年 1 月 25 日（水）開催資料より

- 1 月 25 日 第 1 版
- 1 月 30 日 追補第 2 版
- 2 月 2 日 追補第 3 版



株式会社川原経営総合センター

東京都中央区銀座 8-11-11

TK 銀座 8 丁目ビル

TEL : 03-3572-3051

介護職員の処遇改善

(1) 介護職員の処遇改善に関する見直し

(新設)	
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) の 90/100
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) の 80/100

<サービス別加算率>

サービス	加算率
(介護予防) 訪問介護	4.0%
(介護予防) 訪問入浴介護	1.8%
(介護予防) 通所介護	1.9%
(介護予防) 通所リハビリテーション	1.7%
(介護予防) 短期入所生活介護	2.5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	1.5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等)	1.1%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	3.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4.0%
夜間対応型訪問介護	4.0%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	2.9%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	4.2%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	3.9%
地域密着型特定施設入居者生活介護	3.0%
地域密着型介護老人福祉施設	2.5%
複合型サービス	4.2%
介護老人福祉施設	2.5%
介護老人保健施設	1.5%
介護療養型医療施設	1.1%

(注1) 所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外する。

(注2) (介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 居宅療養管理指導、(介護予防) 福祉用具貸与並びに居宅介護支援及び介護予防支援は算定対象外とする。

(2) 地域区分の見直し

<地域区分ごとの上乗せ割合>

(旧)		(新)	
特別区	15%	1 級地	18%
特甲地	10%	2 級地	15%
		3 級地	12%
		4 級地	10%
甲地	6 %	5 級地	6 %
乙地	5 %	6 級地	3 %
その他	0 %	その他	0 %

<人件費割合>

(旧)		(新)	
訪問看護	55%	訪問看護	70%
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	70%
		複合型サービス	55%

<介護報酬1単位当たりの単価の見直しの全体像と見直し後の単価>

【旧】

(単位円)

		特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
上乗せ割合		15%	10%	6 %	5 %	0 %
人件費 割合	70%	11.05	10.70	10.42	10.35	10
	55%	10.83	10.55	10.33	10.28	10
	45%	10.68	10.45	10.27	10.23	10

【新】

		1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	その他
上乗せ割合		18%	15%	12%	10%	6 %	3 %	0 %
人件費 割合	70%	11.26	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10
	55%	10.99	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10
	45%	10.81	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10

<経過措置>

報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、平成 26 年度末までの経過措置を設定した上で、各自治体からの意見を踏まえ、追加的な経過措置等を設定する。

訪問介護

(1) 身体介護の短時間区分（20分未満）の新設

(旧)		(新)	
		20分未満	170単位/回
		20分以上 30分未満	254単位/回
30分未満	254単位		

(2) 生活援助の時間区分の見直し

①生活援助が中心である場合

(旧)		(新)	
		20分以上 45分未満	190単位/回
		45分以上	235単位
30分以上 60分未満	229単位		
60分以上	291単位		

②身体介護に引き続き生活援助を行う場合

(旧)		(新)	
30分以上	83単位/回	20分以上	70単位/回
60分以上	166単位/回	45分以上	140単位/回
90分以上	249単位/回	70分以上	210単位/回

(3) 2級訪問介護員のサービス提供責任者配置減算の新設

(新設)
介護報酬の10%を減算

(4) 利用者の住宅と同一建物に併設する事業所に対する減算の新設

(新設)
介護報酬の10%を減算

(5) 特定事業所加算の見直し

- ・ 特定事業所加算の人材要件について、いわゆる「実務者研修修了者」を加える。
- ・ 重度要介護者等対応要件について、「たんの吸引等が必要な者」を加える。

(6) サービス提供責任者の人員配置基準の見直し

(旧)	(新)
サービス提供時間 450 時間又は訪問介護員の員数 10 人に対して 1 人以上	40 人又はその端数を増す毎に 1 人以上

訪問看護

短時間かつ頻回な訪問看護のニーズに対応したサービスの提供の強化という観点から、時間区分ごとの報酬や基準の見直しを行う。

(1) 時間区分ごとの報酬の見直し

＜訪問看護ステーションの場合＞

	(旧)	(新)
20分未満	285 単位/回	316 単位/回
30分未満	425 単位/回	472 単位/回
30分以上 60分未満	830 単位/回	830 単位/回
1時間以上 1時間 30分未満	1,198 単位/回	1,138 単位/回

＜病院又は診療所の場合＞

	(旧)	(新)
20分未満	230 単位/回	255 単位/回
30分未満	343 単位/回	381 単位/回
30分以上 60分未満	550 単位/回	550 単位/回
1時間以上 1時間 30分未満	845 単位/回	811 単位/回

(2) 訪問看護ステーションにおける理学療法士等による訪問看護

(旧)	(新)
30分未満 425 単位/回	1回あたり 316 単位/回
30分以上 60分未満 830 単位/回	(※1回あたり 20分)

※1日に2回を超えて行う場合、1回につき所定単位の90/100を乗じた単位数で算定

※※1週間6回を限度とする。

(3) ターミナルケア加算の算定要件見直し

(旧)	(新)
死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合	死亡日及び死亡日前14日以内に2日（死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険による訪問看護の提供を受けている場合、1日以上）ターミナルケアを行った場合

(4) 退院時共同指導加算の新設

(新設)	600 単位/回
------	----------

(5) 特別管理加算の見直し

(旧)		(新)	
特別管理加算	250 単位/月	特別管理加算 (Ⅰ)	500 単位/月
		特別管理加算 (Ⅱ)	250 単位/月

(6) 看護・介護職員連携強化加算の新設

訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合に算定。

(新設)	250 単位/月
------	----------

(7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携に対する評価の新設

定期巡回・随時対応サービス連携型訪問看護	2,920 単位/月
要介護5の者に訪問看護を行う場合の加算	800 単位/月
医療保険の訪問看護を利用している場合の減算	96 単位/日

訪問リハビリテーション

(1) 医師の診察頻度の算定要件の見直し

(旧)	(新)
指示を行う医師の診療日から1月以内	指示を行う医師の診療の日から3月以内

(2) 介護老人保健施設からの訪問リハビリテーション

病院・診療所から提供する訪問リハビリテーションと同様の要件に緩和。

(3) 訪問介護事業所との連携に対する評価の新設

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーション実施時に、訪問介護事業所のサービス提供者と共に利用者宅を訪問し、当該利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、当該サービス提供責任者が訪問介護計画を作成する上で、必要な指導及び助言を行った場合に評価を行う。

(新設)	300 単位/回
------	----------

通所介護

通常規模型以上事業所の基本報酬について、看護業務と機能訓練業務の実態を踏まえて適正化を行う。また、小規模型事業所の基本報酬について、通常規模型事業所との管理的経費の実態を踏まえて適正化を行う。サービス提供時間の実態を踏まえるとともに、家族介護者への支援（レスパイト）を促進する観点から、サービス提供の時間区分を見直すとともに12時間までの延長加算を認め、長時間のサービス提供をより評価する仕組みとする。

(1) 基本報酬の見直し

イ 小規模型通所介護費

	(旧)	(新)
①	3時間以上 4時間未満	3時間以上 5時間未満
要介護1	437単位	461単位
要介護2	504単位	529単位
要介護3	570単位	596単位
要介護4	636単位	663単位
要介護5	702単位	729単位
②	4時間以上 6時間未満	5時間以上 7時間未満
要介護1	588単位	700単位
要介護2	683単位	825単位
要介護3	778単位	950単位
要介護4	872単位	1,074単位
要介護5	967単位	1,199単位
③	6時間以上 8時間未満	7時間以上 9時間未満
要介護1	790単位	809単位
要介護2	922単位	951単位
要介護3	1,055単位	1,100単位
要介護4	1,187単位	1,248単位
要介護5	1,320単位	1,395単位

ロ 通常規模型通所介護費

	(旧)	(新)
①	3時間以上 4時間未満	3時間以上 5時間未満
要介護1	381単位	400単位
要介護2	437単位	457単位
要介護3	493単位	517単位
要介護4	549単位	571単位
要介護5	605単位	628単位
②	4時間以上 6時間未満	5時間以上 7時間未満
要介護1	508単位	602単位
要介護2	588単位	708単位
要介護3	668単位	814単位
要介護4	748単位	920単位
要介護5	828単位	1,026単位
③	6時間以上 8時間未満	7時間以上 9時間未満
要介護1	677単位	690単位
要介護2	789単位	811単位
要介護3	901単位	937単位
要介護4	1,013単位	1,063単位
要介護5	1,125単位	1,188単位

ハ 大規模型通所介護費 (I)

	(旧)	(新)
①	3時間以上 4時間未満	3時間以上 5時間未満
要介護1	375 単位	393 単位
要介護2	430 単位	449 単位
要介護3	485 単位	505 単位
要介護4	540 単位	561 単位
要介護5	595 単位	617 単位

	(旧)	(新)
②	4時間以上 6時間未満	5時間以上 7時間未満
要介護1	499 単位	592 単位
要介護2	578 単位	696 単位
要介護3	657 単位	800 単位
要介護4	735 単位	904 単位
要介護5	814 単位	1,009 単位

	(旧)	(新)
③	6時間以上 8時間未満	7時間以上 9時間未満
要介護1	665 単位	678 単位
要介護2	776 単位	797 単位
要介護3	886 単位	921 単位
要介護4	996 単位	1,045 単位
要介護5	1,106 単位	1,168 単位

二 大規模型通所介護費 (II)

	(旧)	(新)
①	3時間以上 4時間未満	3時間以上 5時間未満
要介護1	365 単位	383 単位
要介護2	418 単位	437 単位
要介護3	472 単位	492 単位
要介護4	525 単位	546 単位
要介護5	579 単位	601 単位

	(旧)	(新)
②	4時間以上 6時間未満	5時間以上 7時間未満
要介護1	486 単位	576 単位
要介護2	563 単位	678 単位
要介護3	639 単位	779 単位
要介護4	716 単位	880 単位
要介護5	792 単位	982 単位

	(旧)	(新)
③	6時間以上 8時間未満	7時間以上 9時間未満
要介護1	648 単位	660 単位
要介護2	755 単位	776 単位
要介護3	862 単位	897 単位
要介護4	969 単位	1,017 単位
要介護5	1,077 単位	1,137 単位

12時間までの延長加算を認め、長時間サービス提供をより評価する。

11時間以上 12時間未満	150 単位/日
---------------	----------

(2) 個別機能訓練加算 (生活機能向上を目的とした訓練) 加算の創設

個別機能訓練加算 (II)	50 単位/日
---------------	---------

(3) 事業所と同一建物に居住する利用者の送迎費用の減算

1日につき、所定単位数から94単位を減算

通所リハビリテーション

＜基本サービス費の見直し＞

(1) 通常規模型リハビリテーション費/
日：所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合

要介護 1	270 単位
要介護 2	300 単位
要介護 3	330 単位
要介護 4	360 単位
要介護 5	390 単位

(1) 通常規模型リハビリテーション費/
日：所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合

要介護 1	270 単位
要介護 2	300 単位
要介護 3	330 単位
要介護 4	360 単位
要介護 5	390 単位

(2) 通常規模型リハビリテーション費/
日：所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合
(新)

要介護 1	284 単位
要介護 2	340 単位
要介護 3	397 単位
要介護 4	453 単位
要介護 5	509 単位

(2) 通常規模型リハビリテーション費/
日：所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

要介護 1	386 単位
要介護 2	463 単位
要介護 3	540 単位
要介護 4	617 単位
要介護 5	694 単位

(3) 通常規模型リハビリテーション費/
日：所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

要介護 1	386 単位
要介護 2	463 単位
要介護 3	540 単位
要介護 4	617 単位
要介護 5	694 単位

(3) 通常規模型リハビリテーション費/
日：所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合
(旧)

要介護 1	515 単位
要介護 2	625 単位
要介護 3	735 単位
要介護 4	845 単位
要介護 5	955 単位

(4) 通常規模型リハビリテーション費/
日：所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合
(新)

要介護 1	502 単位
要介護 2	610 単位
要介護 3	717 単位
要介護 4	824 単位
要介護 5	931 単位

(4) 通常規模型リハビリテーション費/
日：所要時間6時間以上8時間未満の場合
(旧)

要介護1	688 単位
要介護2	842 単位
要介護3	995 単位
要介護4	1,149 単位
要介護5	1,303 単位

(5) 通常規模型リハビリテーション費/
日：所要時間6時間以上8時間未満の場合
(新)

要介護1	671 単位
要介護2	821 単位
要介護3	970 単位
要介護4	1,121 単位
要介護5	1,271 単位

(1) 大規模型リハビリテーション費
(I) /日：所要時間1時間以上2時間未
満の場合

要介護1	265 単位
要介護2	295 単位
要介護3	324 単位
要介護4	354 単位
要介護5	383 単位

(1) 大規模型リハビリテーション費
(I) /日：所要時間1時間以上2時間未
満の場合

要介護1	265 単位
要介護2	295 単位
要介護3	324 単位
要介護4	354 単位
要介護5	383 単位

(2) 大規模型リハビリテーション費
(I) /日：所要時間2時間以上3時間未
満の場合

(新)

要介護1	278 単位
要介護2	334 単位
要介護3	390 単位
要介護4	445 単位
要介護5	501 単位

(2) 大規模型リハビリテーション費
(I) /日：所要時間3時間以上4時間未
満の場合

要介護1	379 単位
要介護2	455 単位
要介護3	531 単位
要介護4	606 単位
要介護5	682 単位

(3) 大規模型リハビリテーション費
(I) /日：所要時間3時間以上4時間未
満の場合

要介護1	379 単位
要介護2	455 単位
要介護3	531 単位
要介護4	606 単位
要介護5	682 単位

(3) 大規模型リハビリテーション費
(I) /日：所要時間4時間以上6時間未
満の場合

(旧)

要介護1	506 単位
要介護2	614 単位
要介護3	722 単位
要介護4	830 単位
要介護5	939 単位

(4) 大規模型リハビリテーション費
(I) /日：所要時間4時間以上6時間未
満の場合

(新)

要介護1	494 単位
要介護2	599 単位
要介護3	704 単位
要介護4	810 単位
要介護5	916 単位

(4) 大規模型リハビリテーション費
(I) /日：所要時間6時間以上8時間未
満の場合

(旧)

要介護1	676 単位
要介護2	827 単位
要介護3	978 単位
要介護4	1,129 単位
要介護5	1,281 単位

(5) 大規模型リハビリテーション費
(I) /日：所要時間6時間以上8時間未
満の場合

(旧)

要介護1	659 単位
要介護2	807 単位
要介護3	954 単位
要介護4	1,101 単位
要介護5	1,249 単位

(1) 大規模型リハビリテーション費
(II) /日：所要時間1時間以上2時間未
満の場合

要介護1	258 単位
要介護2	287 単位
要介護3	315 単位
要介護4	344 単位
要介護5	373 単位

(1) 大規模型リハビリテーション費
(II) /日：所要時間1時間以上2時間未
満の場合

要介護1	258 単位
要介護2	287 単位
要介護3	315 単位
要介護4	344 単位
要介護5	373 単位

(2) 大規模型リハビリテーション費
(II) /日：所要時間2時間以上3時間未
満の場合

(新)

要介護1	271 単位
要介護2	326 単位
要介護3	379 単位
要介護4	434 単位
要介護5	487 単位

(2) 大規模型リハビリテーション費
(Ⅱ) /日：所要時間3時間以上4時間未
満の場合

要介護1	369 単位
要介護2	443 単位
要介護3	516 単位
要介護4	590 単位
要介護5	664 単位

(3) 大規模型リハビリテーション費
(Ⅱ) /日：所要時間3時間以上4時間未
満の場合

要介護1	369 単位
要介護2	443 単位
要介護3	516 単位
要介護4	590 単位
要介護5	664 単位

(3) 大規模型リハビリテーション費
(Ⅱ) /日：所要時間4時間以上6時間未
満の場合

(旧)

要介護1	492 単位
要介護2	598 単位
要介護3	703 単位
要介護4	808 単位
要介護5	914 単位

(4) 大規模型リハビリテーション費
(Ⅱ) /日：所要時間4時間以上6時間未
満の場合

(新)

要介護1	480 単位
要介護2	583 単位
要介護3	686 単位
要介護4	788 単位
要介護5	891 単位

(4) 大規模型リハビリテーション費
(Ⅱ) /日：所要時間6時間以上8時間未
満の場合

(旧)

要介護1	658 単位
要介護2	805 単位
要介護3	952 単位
要介護4	1,099 単位
要介護5	1,247 単位

(5) 大規模型リハビリテーション費
(Ⅱ) /日：所要時間6時間以上8時間未
満の場合

(新)

要介護1	642 単位
要介護2	785 単位
要介護3	929 単位
要介護4	1,072 単位
要介護5	1,216 単位

<リハビリテーションの充実>

(1) リハビリテーションマネジメント加算の算定要件の見直し

- ・1月につき、4回以上通所していること。
- ・新たに利用する利用者について、利用開始後1月までの間に利用者の居宅を訪問し、日常生活の状況や環境を確認した上で、居宅での日常生活能力の維持・向上に資するリハビリテーション提供計画を策定すること。

(2) 個別リハビリテーション実施加算の算定要件の見直し

- ・所要時間 1 時間以上 2 時間未満の利用者の利用者について、1 日複数回算定できること。(80 単位/回)

(3) 短期集中リハビリテーション実施加算に含まれていた、個別リハビリテーションの実施に係る評価の切り分け

(旧)	(新)
退院・退所後又は認定日から起算し、 1 月以内 280 単位/日	退院・退所後又は認定日から起算し、 1 月以内 120 単位/日
退院・退所後又は認定日から起算し、 3 月以内 140 単位/日	退院・退所後又は認定日から起算し、 3 月以内 60 単位/日

(4) 重度療養管理加算の新設

要介護 4 又は 5 であって、手厚い医療が必要な状態である利用者の受け入れを評価する。

(新設)	100 単位/日
------	----------

居宅介護支援

(1) 自立支援型のケアマネジメントの推進

(旧)	(新)
運営基準減算 所定単位数に 70/100 を乗じた単位数 運営基準減算が 2 ヶ月以上継続している 場合、所定単位数に 50/100 を乗じた単 位数	運営基準減算 所定単位数の 50/100 を乗じた単位数 運営基準減算が 2 ヶ月以上継続している 場合、所定単位数は算定しない

(2) 医療等との連携強化

(旧)	(新)
医療連携加算 150 単位/月	入院時情報連携加算 (I) 200 単位/月
	入院時情報連携加算 (II) 100 単位/月
退院・退所加算 (I) 400 単位/月	退院・退所加算 300 単位/回
退院・退所加算 (II) 600 単位/月	
(新設)	複合型サービス事業所連携加算 300 単位/回

特定施設入居者生活介護

介護福祉施設サービス費の見直しに併せて、特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費の見直しを行う。

(1) 特定施設入居者生活介護費の見直し

	(旧)	(新)
要介護 1	571 単位/日	560 単位/日
要介護 2	641 単位/日	628 単位/日
要介護 3	711 単位/日	700 単位/日
要介護 4	780 単位/日	768 単位/日
要介護 5	851 単位/日	838 単位/日

(2) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費の見直し

(旧)	(新)
要介護 87 単位/日	要介護 86 単位/日

(3) 看取り介護加算の新設

(新設)	死亡日以前 4～30 日	80 単位/日
	死亡日前日及び前々日	680 単位/日
	死亡日	1,280 単位/日

(4) 短期利用の促進

一定の要件を満たす特定施設の空室については、家族介護者支援を促進する観点から、特定施設の空室における短期利用を可能とする見直しを行う。

小規模多機能型居宅介護

(1) 事業開始時支援加算の継続

(旧)	(新)
事業開始時支援加算 (Ⅰ) 500 単位/月	事業開始時支援加算 500 単位/月
事業開始時支援加算 (Ⅱ) 300 単位/月	廃止

定期巡回・随時対応型

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設

基本報酬 定額報酬（1月）

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ） ＜一体型＞		定期巡回・随時対応型 訪問介護看護費（Ⅱ） ＜連携型＞
	介護・看護利用者	介護利用者	
要介護1	9,270 単位	6,670 単位	6,670 単位
要介護2	13,920 単位	11,120 単位	11,120 単位
要介護3	20,720 単位	17,800 単位	17,800 単位
要介護4	25,310 単位	22,250 単位	22,250 単位
要介護5	30,450 単位	26,700 単位	26,700 単位

(2) その他の加算・減算

①通所・短期入所サービス利用時の減算

区分支給限度額の範囲内で、柔軟に通所・短期入所ニーズに対応するため、これらのサービス利用時には定期巡回・随時対応サービス費を日割りする。

- ・通所系サービス利用時 基本報酬の1日分相当額の2/3（66%）相当額を減算
- ・短期入所系サービス利用時 基本報酬の1日分相当額を減算

その他加算

加算名等	単位数
特別地域加算	所定単位数に15%を乗じた単位数を算定
中山間地域等の小規模事業所がサービス提供する場合	所定単位数に10%を乗じた単位数を算定
中山間地域等に居住する者にサービス提供する場合	所定単位数に5%を乗じた単位数を算定
緊急時訪問看護加算	290 単位/月
特別管理加算	(Ⅰ) 500 単位/月 (Ⅱ) 250 単位/月
ターミナルケア加算	2,000 単位/死亡月
初期加算	30 単位/日
退院時共同指導加算	600 単位/回
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) 500 単位/月 (Ⅱ) 350 単位/月 (Ⅲ) 350 単位/月
介護職員処遇改善加算（再掲）	所定単位数に4.0%を乗じた単位数を算定

(注) 特別地域加算、中山間地域加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算及び介護職員処遇改善加算については、区分支給限度基準額の算定対象外とする。

複合型サービス

(1) 複合型サービス費

①基本報酬

介護度	単位
要介護 1	13,255 単位/月
要介護 2	18,150 単位/月
要介護 3	25,111 単位/月
要介護 4	28,347 単位/月
要介護 5	31,934 単位/月

(2) その他の加算・減算

①加算

その他小規模多機能型居宅介護及び訪問看護に準拠した各種加算を創設する。

加算	訪問看護	小規模多機能	単位数
初期加算	○	○	30 単位/日
認知症加算 (Ⅰ)		○	800 単位/月
認知症加算 (Ⅱ)	○	○	500 単位/月
退院時共同指導加算	○		600 単位/回
事業開始時支援加算		○	500 単位/月
緊急時訪問看護加算	○		540 単位/月
特別管理加算 (Ⅰ)	○		500 単位/月
特別管理加算 (Ⅱ)	○		250 単位/月
ターミナルケア加算	○		2,000 単位 /死亡月
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)		○	500 単位/月
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)		○	350 単位/月
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)		○	350 単位/月
介護職員処遇改善加算	○	○	所定単位数 に 4.2% を 乗じた単位 数

②小規模多機能居宅介護に準拠した減算

登録者数が登録定員を超える場合	基本サービス×70/100
従業員の員数が基準に満たない場合	基本サービス×70/100
過少サービス※に対する減算	基本サービス×70/100

※登録者 1 人当たりの平均回数が週あたり 4 回に満たない場合

【介護職員によるたんの吸引等の実施について】

(1) 介護老人福祉施設における日常生活継続支援加算の算定要件の見直し

(旧)		(新)	
日常生活継続支援加算	22 単位/日	日常生活継続支援加算	23 単位/日

①～③のいずれかの要件を満たすこと（下線部変更点）

- ①要介護4若しくは要介護5の者の占める割合が入居者の 70%以上 であること。
- ②認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者の占める割合が入居者の 65%以上 であること。
- ③たんの吸引等が必要な利用者の占める割合が入居者の 15%以上 であること。

(2) 訪問介護における特定事業所加算の算定要件の見直し（再掲）

- ・特定事業所加算の人材要件について、「実務者研修修了者」を加える。
- ・重度要介護者等対応要件について、「たんの吸引等が必要な者」を加える。

(3) 訪問看護における看護・介護職員連携強化加算の新設

たんの吸引等を行うための都道府県の登録を受けている指定訪問介護事業所と連携し、円滑にたんの吸引等を実施するための支援を行った場合に月に1回限り算定する。

(新設)
250 単位/月

介護老人福祉施設

介護老人福祉施設の入所者の重度化に対応し、施設の重点化・機能強化等を図る観点に立って、要介護度別の報酬の設定を行う。また、ユニット型個室、従来型個室、多床室の報酬水準を適正化し、その際、平成 24 年 4 月 1 日以前に整備された多床室については、新設のものに比して報酬設定の際に配慮した取扱いとする。

<介護福祉施設サービス費の見直し>

(1) 基本報酬の見直し

a 介護福祉施設サービス費（Ⅰ）/日
：従来型個室

	(旧)	(新)
要介護 1	589 単位	577 単位
要介護 2	660 単位	647 単位
要介護 3	730 単位	719 単位
要介護 4	801 単位	789 単位
要介護 5	871 単位	858 単位

b 介護福祉施設サービス費（Ⅱ）/日
：多床室

要介護 1	651 単位	630 単位
要介護 2	722 単位	699 単位
要介護 3	792 単位	770 単位
要介護 4	863 単位	839 単位
要介護 5	933 単位	907 単位

c 介護福祉施設サービス費（Ⅲ）/日
：多床室

要介護 1	/	623 単位
要介護 2		691 単位
要介護 3		762 単位
要介護 4		831 単位
要介護 5		898 単位

a 小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）/日：従来型個室

	(旧)	(新)
要介護 1	753 単位	738 単位
要介護 2	820 単位	804 単位
要介護 3	888 単位	875 単位
要介護 4	955 単位	941 単位
要介護 5	1,022 単位	1,007 単位

b 小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）/日：多床室

要介護 1	815 単位	789 単位
要介護 2	882 単位	853 単位
要介護 3	950 単位	924 単位
要介護 4	1,017 単位	989 単位
要介護 5	1,084 単位	1,054 単位

c 小規模介護福祉施設サービス費（Ⅲ）/日：多床室

要介護 1	/	780 単位
要介護 2		845 単位
要介護 3		914 単位
要介護 4		979 単位
要介護 5		1,043 単位

a ユニット型介護福祉施設サービス費
(I) /日：ユニット型個室

	(旧)	(新)
要介護 1	669 単位	659 単位
要介護 2	740 単位	729 単位
要介護 3	810 単位	802 単位
要介護 4	881 単位	872 単位
要介護 5	941 単位	941 単位

a ユニット型小規模介護福祉施設サービス費 (I) /日：ユニット型個室

	(旧)	(新)
要介護 1	820 単位	808 単位
要介護 2	887 単位	874 単位
要介護 3	955 単位	945 単位
要介護 4	1,022 単位	1,012 単位
要介護 5	1,089 単位	1,078 単位

b ユニット型介護福祉施設サービス費
(II) /日：ユニット型準個室

要介護 1	669 単位	659 単位
要介護 2	740 単位	729 単位
要介護 3	810 単位	802 単位
要介護 4	881 単位	872 単位
要介護 5	941 単位	941 単位

b ユニット型小規模介護福祉施設サービス費 (II) /日：ユニット型準個室

要介護 1	820 単位	808 単位
要介護 2	887 単位	874 単位
要介護 3	955 単位	945 単位
要介護 4	1,022 単位	1,012 単位
要介護 5	1,089 単位	1,078 単位

<特定入居者介護サービス費に係る居住費の負担限度額の見直し>

第3段階・ユニット型個室	1,640 円/日	1,310 円/日
--------------	-----------	-----------

(2) 認知症行動・心理症状緊急対応加算

認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難となった場合の受入れについて評価を行う。

(新設)
200 単位/日

(3) 日常生活継続支援加算 (再掲)

(旧)	(新)
22 単位/日	23 単位/日

介護老人保健施設

在宅復帰支援型の施設としての機能を強化する観点から、在宅復帰の状況及びベッドの回転率を指標とし、機能に応じた報酬体系への見直しを行う。

<介護保健施設サービス費の見直し>

(1) 基本報酬の見直し

(一) 介護保健施設サービス費 (I)

(i) /日：従来型個室【従来型】

(旧)

要介護 1	734 単位
要介護 2	783 単位
要介護 3	836 単位
要介護 4	890 単位
要介護 5	943 単位

(一) 介護保健施設サービス費 (I)

(i) /日：従来型個室【従来型】

(新)

要介護 1	710 単位
要介護 2	757 単位
要介護 3	820 単位
要介護 4	872 単位
要介護 5	925 単位

(二) 介護保健施設サービス費 (I)

(ii) /日：従来型個室【在宅強化型】

(新)

要介護 1	739 単位
要介護 2	811 単位
要介護 3	873 単位
要介護 4	930 単位
要介護 5	985 単位

(二) 介護保健施設サービス費 (I)

(ii) /日：多床室【従来型】

(旧)

要介護 1	813 単位
要介護 2	862 単位
要介護 3	915 単位
要介護 4	969 単位
要介護 5	1,022 単位

(三) 介護保健施設サービス費 (I)

(iii) /日：多床室【従来型】

(新)

要介護 1	786 単位
要介護 2	834 単位
要介護 3	897 単位
要介護 4	950 単位
要介護 5	1,003 単位

(四) 介護保健施設サービス費 (I)

(iv) /日：多床室【在宅強化型】

(新)

要介護 1	819 単位
要介護 2	893 単位
要介護 3	956 単位
要介護 4	1,012 単位
要介護 5	1,068 単位

(一) 介護保健施設サービス費 (Ⅱ)

(i)

/日：従来型個室【療養型】

(旧)

要介護 1	735 単位
要介護 2	818 単位
要介護 3	933 単位
要介護 4	1,009 単位
要介護 5	1,085 単位

(一) 介護保健施設サービス費 (Ⅱ)

(i) /日：従来型個室【療養型】

(新)

要介護 1	735 単位
要介護 2	818 単位
要介護 3	933 単位
要介護 4	1,009 単位
要介護 5	1,085 単位

(二) 介護保健施設サービス費 (Ⅱ)

(ii) /日：従来型個室【療養強化型】

(新)

要介護 1	735 単位
要介護 2	818 単位
要介護 3	1,002 単位
要介護 4	1,078 単位
要介護 5	1,154 単位

(二) 介護保健施設サービス費 (Ⅱ)

(ii) /日：多床室【療養型】

(旧)

要介護 1	814 単位
要介護 2	897 単位
要介護 3	1,012 単位
要介護 4	1,088 単位
要介護 5	1,164 単位

(三) 介護保健施設サービス費 (Ⅱ)

(iii) /日：多床室【療養型】

(新)

要介護 1	814 単位
要介護 2	897 単位
要介護 3	1,012 単位
要介護 4	1,088 単位
要介護 5	1,164 単位

(四) 介護保健施設サービス費 (Ⅱ)

(iv) /日：多床室【療養強化型】

(新)

要介護 1	814 単位
要介護 2	897 単位
要介護 3	1,081 単位
要介護 4	1,157 単位
要介護 5	1,233 単位

(一) 介護保健施設サービス費 (Ⅲ)

(i)

/日：従来型個室【療養型】

(旧)

要介護 1	735 単位
要介護 2	812 単位
要介護 3	906 単位
要介護 4	982 単位
要介護 5	1,058 単位

(一) 介護保健施設サービス費 (Ⅲ)

(i) /日：従来型個室【療養型】

(新)

要介護 1	735 単位
要介護 2	812 単位
要介護 3	906 単位
要介護 4	982 単位
要介護 5	1,058 単位

(二) 介護保健施設サービス費 (Ⅲ)

(ii) /日：従来型個室【療養強化型】

(新)

要介護 1	735 単位
要介護 2	812 単位
要介護 3	975 単位
要介護 4	1,051 単位
要介護 5	1,127 単位

(二) 介護保健施設サービス費 (Ⅲ)

(ii) /日：多床室【療養型】

(旧)

要介護 1	814 単位
要介護 2	891 単位
要介護 3	985 単位
要介護 4	1,061 単位
要介護 5	1,137 単位

(三) 介護保健施設サービス費 (Ⅲ)

(iii) /日：多床室【療養型】

(新)

要介護 1	814 単位
要介護 2	891 単位
要介護 3	985 単位
要介護 4	1,061 単位
要介護 5	1,137 単位

(四) 介護保健施設サービス費 (Ⅲ)

(iv) /日：多床室【療養強化型】

(新)

要介護 1	814 単位
要介護 2	891 単位
要介護 3	1,054 単位
要介護 4	1,130 単位
要介護 5	1,206 単位

(一) ユニット型介護保健施設サービス費
 (I) (i) /日：ユニット型個室
 【従来型】

(旧)

要介護 1	816 単位
要介護 2	865 単位
要介護 3	918 単位
要介護 4	972 単位
要介護 5	1,025 単位

(一) ユニット型介護保健施設サービス費
 (I) (i) /日：ユニット型個室
 【従来型】

(新)

要介護 1	789 単位
要介護 2	836 単位
要介護 3	900 単位
要介護 4	953 単位
要介護 5	1,006 単位

(二) ユニット型介護保健施設サービス費
 (I) (ii) /日：ユニット型個室
 【在宅強化型】

(新)

要介護 1	822 単位
要介護 2	896 単位
要介護 3	959 単位
要介護 4	1,015 単位
要介護 5	1,071 単位

(二) ユニット型介護保健施設サービス費
 (I) (ii) /日：ユニット型準個室
 【従来型】

(旧)

要介護 1	816 単位
要介護 2	865 単位
要介護 3	918 単位
要介護 4	972 単位
要介護 5	1,025 単位

(三) ユニット型介護保健施設サービス費
 (I) (iii) /日：ユニット型準個室
 【従来型】

(新)

要介護 1	789 単位
要介護 2	836 単位
要介護 3	900 単位
要介護 4	953 単位
要介護 5	1,006 単位

(四) ユニット型介護保健施設サービス費
 (I) (iv) /日：ユニット型準個室
 【在宅強化型】

(新)

要介護 1	822 単位
要介護 2	896 単位
要介護 3	959 単位
要介護 4	1,015 単位
要介護 5	1,071 単位

(一) ユニット型介護保健施設サービス費
 (Ⅱ) (i) /日：ユニット型個室
【療養型】

(旧)

要介護 1	896 単位
要介護 2	979 単位
要介護 3	1,094 単位
要介護 4	1,170 単位
要介護 5	1,246 単位

(一) ユニット型介護保健施設サービス費
 (Ⅱ) (i) /日：ユニット型個室
【療養型】

(新)

要介護 1	896 単位
要介護 2	979 単位
要介護 3	1,094 単位
要介護 4	1,170 単位
要介護 5	1,246 単位

(二) ユニット型介護保健施設サービス費
 (Ⅱ) (ii) /日：ユニット型個室
【療養強化型】

(新)

要介護 1	896 単位
要介護 2	979 単位
要介護 3	1,163 単位
要介護 4	1,239 単位
要介護 5	1,315 単位

(二) ユニット型介護保健施設サービス費
 (Ⅱ) (ii) /日：ユニット型準個室
【療養型】

(旧)

要介護 1	896 単位
要介護 2	979 単位
要介護 3	1,094 単位
要介護 4	1,170 単位
要介護 5	1,246 単位

(三) ユニット型介護保健施設サービス費
 (Ⅱ) (iii) /日：ユニット型準個室
【療養型】

(新)

要介護 1	896 単位
要介護 2	979 単位
要介護 3	1,094 単位
要介護 4	1,170 単位
要介護 5	1,246 単位

(四) ユニット型介護保健施設サービス費
 (Ⅱ) (iv) /日：ユニット型準個室
【療養強化型】

(新)

要介護 1	896 単位
要介護 2	979 単位
要介護 3	1,163 単位
要介護 4	1,239 単位
要介護 5	1,315 単位

(一) ユニット型介護保健施設サービス費
 (Ⅲ) (i) /日：ユニット型個室
【療養型】

(旧)

要介護 1	896 単位
要介護 2	973 単位
要介護 3	1,067 単位
要介護 4	1,143 単位
要介護 5	1,219 単位

(一) ユニット型介護保健施設サービス費
 (Ⅲ) (i) /日：ユニット型個室
【療養型】

(新)

要介護 1	896 単位
要介護 2	973 単位
要介護 3	1,067 単位
要介護 4	1,143 単位
要介護 5	1,219 単位

(二) ユニット型介護保健施設サービス費
 (Ⅲ) (ii) /日：ユニット型個室
【療養強化型】

(新)

要介護 1	896 単位
要介護 2	973 単位
要介護 3	1,136 単位
要介護 4	1,212 単位
要介護 5	1,288 単位

(二) ユニット型介護保健施設サービス費
 (Ⅲ) (ii) /日：ユニット型準個室
【療養型】

(旧)

要介護 1	896 単位
要介護 2	973 単位
要介護 3	1,067 単位
要介護 4	1,143 単位
要介護 5	1,219 単位

(三) ユニット型介護保健施設サービス費
 (Ⅲ) (iii) /日：ユニット型準個室
【療養型】

(新)

要介護 1	896 単位
要介護 2	973 単位
要介護 3	1,067 単位
要介護 4	1,143 単位
要介護 5	1,219 単位

(四) ユニット型介護保健施設サービス費
 (Ⅲ) (iv) /日：ユニット型準個室
【療養強化型】

(新)

要介護 1	896 単位
要介護 2	973 単位
要介護 3	1,136 単位
要介護 4	1,212 単位
要介護 5	1,288 単位

(2) 在宅復帰・在宅療養支援機能加算

(新設)	21 単位/日
------	---------

(3) ターミナルケア加算

(旧)		(新)	
死亡日以前 15～30 日	200 単位/日	死亡日以前 4～30 日	160 単位/日
死亡日以前 14 日	315 単位/日	死亡日前日及び前々日	820 単位/日
		死亡日	1,650 単位/日

(4) 入所前後訪問指導加算 460 単位/回

(5) 地域連携診療計画情報提供加算※ 300 単位/回

(6) 所定疾患施設療養費※ 300 単位/日

(7) 認知症行動・心理症状緊急対応加算※ 200 単位/日

※介護療養型老人保健施設において同様の加算を創設する。

介護療養型老人保健施設

介護療養型老人保健施設については、医療ニーズの高い利用者の受入れを促進する観点から、機能に応じた報酬体系に見直しを行う。その際、評価を高くする基本施設サービス費については、喀痰吸引・経管栄養を実施している利用者割合及び認知症高齢者の日常生活自立度を算定要件とする。

(1) 介護療養型医療施設から介護療養型老人保健施設への転換支援

有床診療所を併設した上で転換した場合に、診療所の病床数の範囲内で増床が可能となるよう見直しを行う。

併せて、現在実施している施設基準の緩和等の転換支援策については、平成 30 年 3 月 31 日まで引き続き実施する。

(2) 在宅復帰支援機能加算

(旧)	(新)
在宅復帰支援機能加算 (I)	廃止
在宅復帰支援機能加算 (II)	在宅復帰支援機能加算 5 単位/日

(3) ターミナル加算 (再掲)

(旧)		(新)	
死亡日以前 15～30 日	200 単位/日	死亡日以前 4～30 日	160 単位/日
死亡日以前 14 日	315 単位/日	死亡日前日及び前々日	820 単位/日
		死亡日	1,650 単位/日

介護療養型医療施設

(1) 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

a 療養型介護療養施設サービス (I)

(i) /日：従来型個室

(旧) (新)

要介護 1	683 単位	670 単位
要介護 2	793 単位	778 単位
要介護 3	1,031 単位	1,011 単位
要介護 4	1,132 単位	1,111 単位
要介護 5	1,223 単位	1,200 単位

b 療養型介護療養施設サービス (I)

(ii) /日：多床室

要介護 1	794 単位	779 単位
要介護 2	904 単位	887 単位
要介護 3	1,142 単位	1,120 単位
要介護 4	1,243 単位	1,219 単位
要介護 5	1,334 単位	1,309 単位

a 療養型介護療養施設サービス (II)

(i) /日：従来型個室

(旧) (新)

要介護 1	623 単位	611 単位
要介護 2	732 単位	718 単位
要介護 3	892 単位	875 単位
要介護 4	1,048 単位	1,028 単位
要介護 5	1,090 単位	1,069 単位

b 療養型介護療養施設サービス (II)

(ii) /日：多床室

要介護 1	734 単位	720 単位
要介護 2	843 単位	827 単位
要介護 3	1,003 単位	984 単位
要介護 4	1,159 単位	1,137 単位
要介護 5	1,201 単位	1,178 単位

a 療養型経過型介護療養施設サービス

(I) (i) /日：従来型個室

(旧) (新)

要介護 1	683 単位	670 単位
要介護 2	793 単位	778 単位
要介護 3	943 単位	925 単位
要介護 4	1,034 単位	1,014 単位
要介護 5	1,125 単位	1,104 単位

b 療養型経過型介護療養施設サービス

(I) /日 (ii)：多床室

要介護 1	794 単位	779 単位
要介護 2	904 単位	887 単位
要介護 3	1,054 単位	1,034 単位
要介護 4	1,145 単位	1,123 単位
要介護 5	1,236 単位	1,213 単位

a 療養型経過型介護療養施設サービス

(II) (i) /日：従来型個室

(旧) (新)

要介護 1	683 単位	670 単位
要介護 2	793 単位	778 単位
要介護 3	901 単位	884 単位
要介護 4	992 単位	973 単位
要介護 5	1,083 単位	1,062 単位

b 療養型経過型介護療養施設サービス

(II) (ii) /日：多床室

要介護 1	794 単位	779 単位
要介護 2	904 単位	887 単位
要介護 3	1,012 単位	993 単位
要介護 4	1,103 単位	1,082 単位
要介護 5	1,194 単位	1,171 単位

a 療養型介護療養施設サービス（Ⅲ）

（i）/日：従来型個室

（旧） （新）

要介護 1	593 単位	582 単位
要介護 2	704 単位	691 単位
要介護 3	855 単位	839 単位
要介護 4	1,012 単位	993 単位
要介護 5	1,053 単位	1,033 単位

b 療養型介護療養施設サービス（Ⅲ）

（ii）/日：多床室

要介護 1	704 単位	691 単位
要介護 2	815 単位	800 単位
要介護 3	966 単位	948 単位
要介護 4	1,123 単位	1,102 単位
要介護 5	1,164 単位	1,142 単位

a ユニット型療養型介護療養施設サービス（Ⅰ）（i）/日：ユニット型個室

（旧） （新）

要介護 1	797 単位	782 単位
要介護 2	907 単位	890 単位
要介護 3	1,145 単位	1,123 単位
要介護 4	1,246 単位	1,222 単位
要介護 5	1,337 単位	1,312 単位

b ユニット型療養型介護療養施設サービス（Ⅰ）（ii）/日：ユニット型準個室

要介護 1	797 単位	782 単位
要介護 2	907 単位	890 単位
要介護 3	1,145 単位	1,123 単位
要介護 4	1,246 単位	1,222 単位
要介護 5	1,337 単位	1,312 単位

a ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス（Ⅱ）（i）/日：ユニット型個室

（旧） （新）

要介護 1	797 単位	782 単位
要介護 2	907 単位	890 単位
要介護 3	1,057 単位	1,037 単位
要介護 4	1,148 単位	1,126 単位
要介護 5	1,239 単位	1,215 単位

b ユニット型療養型介護経過型介護療養施設サービス（Ⅱ）（ii）/日：ユニット型準個室

要介護 1	797 単位	782 単位
要介護 2	907 単位	890 単位
要介護 3	1,057 単位	1,037 単位
要介護 4	1,148 単位	1,126 単位
要介護 5	1,239 単位	1,215 単位

(2) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (再掲)

(新設)
200 単位/日

【経口移行・維持の取組】

・経口維持加算 (I) (II)、経口移行加算

栄養ケア・マネジメントの充実を図る観点から、歯科医師との連携または言語聴覚士との連携を強化するよう、算定基準の見直しを行う。

【口腔機能向上の取組】

口腔機能維持管理加算について、歯科衛生士が入所者に対して直接口腔ケアを実施した場合の評価。

(旧)	(新)
口腔機能維持管理加算	口腔機能維持管理体制加算 (名称変更) 30 単位/月
(新設)	口腔機能維持管理加算 110 単位/月